

令和8年度 甲賀市就学援助制度のご案内

甲賀市教育委員会事務局学校教育課

就学援助制度とは、甲賀市立小中学校または県立中学校に就学している児童生徒がいるご家庭に対し、就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

◆対象世帯

- ①生活保護法による扶助を受けている世帯（修学旅行費のみ）
- ②経済的な理由により児童生徒の就学が困難な状況で、就学費用の支援が必要と認められる世帯
→世帯全員の所得合計額が基準額（生活保護基準の1.5倍）以下である世帯

〈認定となる総所得金額の例〉

世帯人数	世帯構成	総所得金額
2人世帯	母20代、小学生1人	約210万円
3人世帯	母40代、中学生1人、小学生1人	約290万円
4人世帯	父50代、母40代、中学生1人、小学生1人	約330万円
5人世帯	父40代、母30代、中学生1人、小学生1人、未就園児1人	約360万円

※この例はあくまで目安です。所得基準は、年齢や家族構成により細かく異なりますので、申請後、個別に審査します。

※総所得金額とは、世帯全員の前年所得の合計額です。同世帯に祖父母がいる場合は、その方の所得も含まれます。

◆申請方法

前年度に認定された方でも、毎年申請が必要です。また、総所得金額が変わるため、継続して認定されるとは限りません。

1) 必要書類

対象者	必要書類
全員	要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書（1世帯につき1枚）
全員	通帳（見開き1ページ目）のコピー
賃貸住宅にお住まいの方	賃貸契約書のコピー 【物件・契約者・契約期間・家賃額（共益費・駐車場代を除く）が記載されているもの】※住宅ローンは、家賃に該当しません。
令和8年1月2日以降に 甲賀市へ転入した方	所得証明書（18歳以上の世帯全員分） ※令和8年度（令和7年中）の所得証明書は6月末までに提出してください。

2) 提出先

学校または甲賀市教育委員会事務局学校教育課

3) 受付期間 4月1日（水）～5月29日（金）

- ・上記の期間に申請し認定された方は、4月分から支給します。
- ・6月以降も随時申請は受け付けますが、受け付けした月からの支給となります。4月にさかのぼって支給することはできません。

重要

世帯の中に申告を行っていない方がいる場合は、審査ができません。申請前に、必ず前年所得の申告を税務署または市役所税務課で行ってください。所得が無い場合も申告が必要です。

◆審査・認定

- 提出された申請書等に基づいて、教育委員会にて所得の審査・認定を行います。世帯構成や家族の年齢等により認定の基準が異なりますので、個別に審査します。
- 審査において、課税台帳等を閲覧します。また、学校長及びお住まいの地域の民生委員児童委員の意見を伺うことがあります。
- 年度途中で世帯構成の変更等があった場合、再度申請・審査が必要です。学校又は教育委員会へお知らせください。
- 収入が著しく減少（家計急変）した世帯について、直近の収入状況などを勘案して援助の対象となる場合がありますので、学校教育課へご相談ください。

◆審査結果の通知

- 当初申請分の審査結果は7月初旬頃に学校へ通知するとともに申請者（保護者）へ郵送で通知します。
- 年度途中で申請された方については、随時審査し、結果を通知します。
- 認定結果通知書は、当年度末まで大切に保管してください。

◆支給方法・支給内容

- 原則、申請書に書かれた保護者の口座に振り込みます。ただし、学校諸費等に未納がある場合などは、学校へ振り込み、学校にて調整後に学校から保護者へ支給します。
- 所得の変動により、認定後に認定取消となった場合、支給された就学援助費を返金していただきますので、ご了承ください。

【支給時期】

対象月	支給時期
1学期（4月から7月分）	7月
2学期（9月から12月分）	12月
新入学用品費（入学前）	1月
3学期（1月から3月分）	3月

※支給の際、支給金額・振込日等を郵送で通知します。

【支給費目・支給額（年額）】

	支給費目	学用品費	通学用品費	※1 新入学用品費	修学旅行費	校外活動費	※2 学校給食費	※3 医療費	通学費	卒業アルバム代		
小学校	入学予定	-	-	64,300円	-	-	-	-	-	-		
	1年	11,630円	-		-	実費支給 上限額 22,690円	実費支給 上限額 1,600円	保護者 負担額	保護者 負担額	実費支給※ 片道4km以 上の場合	-	
	2年～5年		2,270円	-							-	11,000円
	6年			81,000円							-	-
中学校	1年	22,730円	-	-	実費支給 上限額 60,910円	実費支給 上限額 2,310円	保護者 負担額			※3 医療費 安全法施行 令第8条に よる疾病の 治療に限 る。	実費支給※ 片道6km以 上の場合	-
	2年		2,270円					-	-			-
	3年							10,000円				

- ※1 小学校新入学用品費は、準要保護児童に認定された入学予定者に支給します。小学1年生の4月から支給対象となった方で入学前に支給を受けていない方には小学校入学後に支給します。中学校新入学用品費は、準要保護児童に認定された小学6年生に支給します。中学1年生の4月から支給対象となった方で小学6年生時に支給を受けていない方には中学校入学後に支給します。
- ※2 学校給食費は、欠食がある場合はその分を差し引き、実際の保護者負担額のみを支給します。
- ※3 医療費は、学校からの報告に基づき医療券を発行します（主に虫歯治療）。福祉医療券をお持ちの方はそちらを優先して受診してください。
- ◎学用品費、通学用品費、新入学用品費は定額支給となるので、支給された就学援助費の用途を確認するため、後日「購入物品報告書」を提出していただきます。
- ◎要保護児童生徒に認定された方の支給費目は、修学旅行費です。
- ◎上記の内容は基本内容であり対象となる費目・支給金額は対象児童生徒によって異なります。

【問い合わせ先】

甲賀市教育委員会事務局 学校教育課学務係 甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市役所4階
TEL：0748-69-2243 FAX：0748-69-2293